

厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

情報連絡事項

頁

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 令和5年度社会福祉法人および障害福祉サービス事業所に対する指導監査の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 児童手当の制度改正について・・・・・・・・ | 3 |
| 3 | 児童扶養手当の制度改正について・・・・・・・・ | 5 |
| 4 | 都要領改正に基づく区中等度難聴児発達支援事業の要綱改正について・・・・・・・・ | 7 |
| 5 | 国の令和5年度住民税非課税世帯等への「あだち物価高騰支援臨時給付金」支給実績について・・・・・・・・ | 9 |
| 6 | 東京都シルバーパスの一斉更新手続について・・・・・・・・ | 11 |
| 7 | 東京都公衆浴場入浴料金の改定に伴う入浴料金の助成の増額について・・・・・・・・ | 13 |

(福祉部)

厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

件名	令和5年度社会福祉法人および障害福祉サービス事業所に対する指導監査の実施結果について												
所管部課名	福祉部 福祉管理課												
内容	足立区が所轄する社会福祉法人に対して、社会福祉法第56条第1項に基づく指導監査を実施した。また、社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業所に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条に基づく指導監査を実施した。 1 指導監査実施法人数・事業所数 指導監査実施計画に基づき、3年に1回、指導監査を実施。 (1) 社会福祉法人 : 8法人 (全31法人) (2) 障害福祉サービス事業所 : 17事業所 (全58事業所) 2 指導監査結果 ※ 括弧書きは前年度の件数 (1) 社会福祉法人 <table border="1"> <tr> <td>文書指摘</td><td>7法人 (8法人)</td></tr> <tr> <td>口頭指摘</td><td>8法人 (12法人)</td></tr> <tr> <td>助言</td><td>6法人 (11法人)</td></tr> </table> (2) 障害福祉サービス事業所 <table border="1"> <tr> <td>文書指摘</td><td>7事業所 (9事業所)</td></tr> <tr> <td>口頭指摘</td><td>16事業所 (19事業所)</td></tr> <tr> <td>助言</td><td>11事業所 (9事業所)</td></tr> </table> ※ 詳細は、別添「令和5年度社会福祉法人指導監査報告書」参照 3 主な指摘内容 (1) 評議員の再任時における就任承諾書未徴収 (3法人) (2) 理事会での決議における利害関係人の未確認 (2法人) (3) 評議員の欠員状態の継続 (1法人) 4 令和6年度の予定 (1) 社会福祉法人の指導監査 : 10法人 (2) 障害福祉サービス事業所の指導監査 : 18事業所 5 指導監査報告書の配布等 指導監査報告書を区ホームページに掲載するとともに、各社会福祉法人等に配布し、指摘事項の再発防止について注意喚起をしていく。	文書指摘	7法人 (8法人)	口頭指摘	8法人 (12法人)	助言	6法人 (11法人)	文書指摘	7事業所 (9事業所)	口頭指摘	16事業所 (19事業所)	助言	11事業所 (9事業所)
文書指摘	7法人 (8法人)												
口頭指摘	8法人 (12法人)												
助言	6法人 (11法人)												
文書指摘	7事業所 (9事業所)												
口頭指摘	16事業所 (19事業所)												
助言	11事業所 (9事業所)												

厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

件名	児童手当の制度改正について																			
所管部課名	福祉部 親子支援課																			
内容	児童手当法の一部が改正され、令和6年10月分の手当から対象拡大等の改正が行われ支給額が変更となるため、以下のとおり報告する。 なお、法改正後の支給は令和6年12月からとなる（10月分と11月分の2ヵ月分）。 ※ 児童手当とは、中学校卒業までの児童を養育している方に支給される国制度の手当。手当月額は小学生2人で2万円（生計中心者の所得698万円以内の場合）。 1 改正内容 （1）手当対象児童と手当月額 ア 手当対象児童を高校生世代（18歳に到達した年度末）まで延長する。 イ 第3子以降の手当月額を3万円とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現行 令和6年9月まで</th><th>改正後 令和6年10月以降</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～2歳</td><td>15,000円</td><td>15,000円</td><td rowspan="4">第3子以降 30,000円</td></tr> <tr> <td>3歳～小学生</td><td>10,000円 (第3子以降 15,000円)</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>なし</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>				現行 令和6年9月まで	改正後 令和6年10月以降		0～2歳	15,000円	15,000円	第3子以降 30,000円	3歳～小学生	10,000円 (第3子以降 15,000円)	10,000円	中学生	10,000円	10,000円	高校生	なし	10,000円
	現行 令和6年9月まで	改正後 令和6年10月以降																		
0～2歳	15,000円	15,000円	第3子以降 30,000円																	
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降 15,000円)	10,000円																		
中学生	10,000円	10,000円																		
高校生	なし	10,000円																		

(2) その他

	現行 令和 6 年 9 月まで	改正後 令和 6 年 1 0 月以降
所得制限	あり	<u>なし</u>
第 3 子以降 の考え方	親が経済的負担をしている 1 8 歳年度末までの子を第 1 子、第 2 子としてカウント	親が経済的負担をしている <u>2 2 歳年度末まで</u> の子を第 1 子、第 2 子としてカウント
支給回数 (年間)	3 回 (2、6、1 0 月) ※ 4 ヶ月分を支給	<u>6 回 (偶数月)</u> ※ <u>2 ヶ月分</u> を支給

2 今後の予定

- (1) 8 月 1 0 日号の広報にて制度改正の記事を掲載するとともに、区ホームページでも同様の記事を掲載。
- (2) 8 月中旬に、新たに申請が必要となる「高校生世代のみの児童の世帯」や「所得上限を超えるために児童手当を受給していない世帯」等の世帯へ個別に通知 (約 1 0, 0 0 0 世帯想定)。

厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

件 名	児童扶養手当の制度改正について													
所管部課名	福祉部 親子支援課													
内 容	児童扶養手当法の一部が改正され、令和6年11月分の手当から多子加算額や所得限度額の引き上げ等が行われるため、以下のとおり報告する。 なお、法改正後の支給は、令和7年1月からとなる（令和6年11月分と12月分の2ヵ月分）。 ※ 児童扶養手当とは、18歳までの子を養育するひとり親に支給される国制度の手当。手当月額は子ども1人で4万5,500円～1万7,400円（世帯所得230万円以内の場合）。 1 改正内容 （1）多子加算額の引き上げ 多子家庭に対し、第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。 ア 手当月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>改定前 令和6年10月まで</th><th>改定後 令和6年11月以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子手当月額</td><td>45,500円～10,740円</td><td>45,500円～10,740円</td></tr> <tr> <td>第2子加算</td><td>10,750円～5,380円</td><td>10,750円～5,380円</td></tr> <tr> <td>第3子以降加算</td><td>6,450円～3,230円</td><td><u>10,750円～5,380円</u></td></tr> </tbody> </table> ※ 所得に応じた手当の減額がある。		区 分	改定前 令和6年10月まで	改定後 令和6年11月以降	第1子手当月額	45,500円～10,740円	45,500円～10,740円	第2子加算	10,750円～5,380円	10,750円～5,380円	第3子以降加算	6,450円～3,230円	<u>10,750円～5,380円</u>
区 分	改定前 令和6年10月まで	改定後 令和6年11月以降												
第1子手当月額	45,500円～10,740円	45,500円～10,740円												
第2子加算	10,750円～5,380円	10,750円～5,380円												
第3子以降加算	6,450円～3,230円	<u>10,750円～5,380円</u>												

(2) 所得限度額の引き上げ

ひとり親の就労収入の上昇による働き控えに対し、自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げる。

ア 現行（令和6年10月まで）

扶養 人数	申請者		扶養義務者 ・ 配偶者
	全部支給	一部支給(減額あり)	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降は1人増すごとに380,000円加算する			

イ 改正後（令和6年11月以降）

扶養 人数	申請者		扶養義務者 ・ 配偶者
	全部支給	一部支給(減額あり)	
0人	<u>690,000円</u>	<u>2,080,000円</u>	2,360,000円
1人	<u>1,070,000円</u>	<u>2,460,000円</u>	2,740,000円
2人	<u>1,450,000円</u>	<u>2,840,000円</u>	3,120,000円
3人	<u>1,830,000円</u>	<u>3,220,000円</u>	3,500,000円
4人目以降は1人増すごとに380,000円加算する			

2 今後の予定

- (1) 11月10日号の広報にて制度改正の記事を掲載するとともに、区ホームページや豆の木メール（親子支援課によるひとり親向けの情報提供メール）等を活用して周知する。
- (2) 9月中旬に、新たに受給対象となる可能性のある世帯へ個別に通知（約500世帯想定）。

厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

件名	都要領改正に基づく区中等度難聴児発達支援事業の要綱改正について																												
所管部課名	福祉部 障がい援護課																												
内容	足立区中等度難聴児※1 発達支援事業（補聴器購入費助成）は、都の補助金を活用し実施している。都要領改正（令和6年5月）に伴い、足立区中等度難聴児発達支援事業 補聴器購入費助成要綱を以下のとおり改正する。 ※1 中等度難聴児：聴力障がいには該当しないが、聞こえにくさを抱える18歳未満の児童 1 改正の概要 （1）補助基準額（上限額）の改正 <table><tr><td colspan="2">助成対象</td><td>補助基準額 改正前</td><td></td><td>補助基準額 改正後 (増額)</td></tr><tr><td colspan="2">補聴器（1台）</td><td>137,000 円</td><td></td><td><u>144,900 円</u> (+7,900 円)</td></tr><tr><td rowspan="3">補聴システム ※1</td><td>ワイヤレスマイク</td><td>98,000 円</td><td rowspan="3">➡</td><td><u>135,400 円</u> (+37,400 円)</td></tr><tr><td>受信機</td><td>80,000 円</td><td><u>97,300 円</u> (+17,300 円)</td></tr><tr><td>オーディオチュー※2</td><td>5,000 円</td><td><u>5,250 円</u> (+250 円)</td></tr></table> ※1 話し手の声を送信機から電波で飛ばし、受信機と補聴器に接続することにより、話し手の声を明瞭に届けるもの。 ※2 受信機と補聴器を繋ぐもの。 （2）所得制限の撤廃 <table><tr><td>改正前</td><td></td><td>改正後</td></tr><tr><td>世帯に区民税所得割税額が46万円以上の方がいる場合は助成の対象外</td><td>➡</td><td>所得制限なし</td></tr></table> 2 事業の目的（改正なし） 身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴児に対して、補聴器およびその付属品の購入に要する費用を助成し、健全な発達を支援する。		助成対象		補助基準額 改正前		補助基準額 改正後 (増額)	補聴器（1台）		137,000 円		<u>144,900 円</u> (+7,900 円)	補聴システム ※1	ワイヤレスマイク	98,000 円	➡	<u>135,400 円</u> (+37,400 円)	受信機	80,000 円	<u>97,300 円</u> (+17,300 円)	オーディオチュー※2	5,000 円	<u>5,250 円</u> (+250 円)	改正前		改正後	世帯に区民税所得割税額が46万円以上の方がいる場合は助成の対象外	➡	所得制限なし
	助成対象		補助基準額 改正前		補助基準額 改正後 (増額)																								
	補聴器（1台）		137,000 円		<u>144,900 円</u> (+7,900 円)																								
	補聴システム ※1	ワイヤレスマイク	98,000 円	➡	<u>135,400 円</u> (+37,400 円)																								
受信機		80,000 円	<u>97,300 円</u> (+17,300 円)																										
オーディオチュー※2		5,000 円	<u>5,250 円</u> (+250 円)																										
改正前		改正後																											
世帯に区民税所得割税額が46万円以上の方がいる場合は助成の対象外	➡	所得制限なし																											

	3 事業の対象者（改正なし） 以下のすべてに該当する方とする。 （１）区内に居住している１８歳未満の児童 （２）両耳の聴力レベルが概ね３０デシベル※以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない方 ※ 小さな声の会話が聞き取りにくい程度の聞こえ方 （３）補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方 4 改正日 令和６年９月１日 5 周知方法 （１）あだち広報への掲載（令和６年９月２５日号） （２）区ホームページへの掲載 （３）医師会・区内補聴器取り扱い事業者への情報提供
--	---

厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

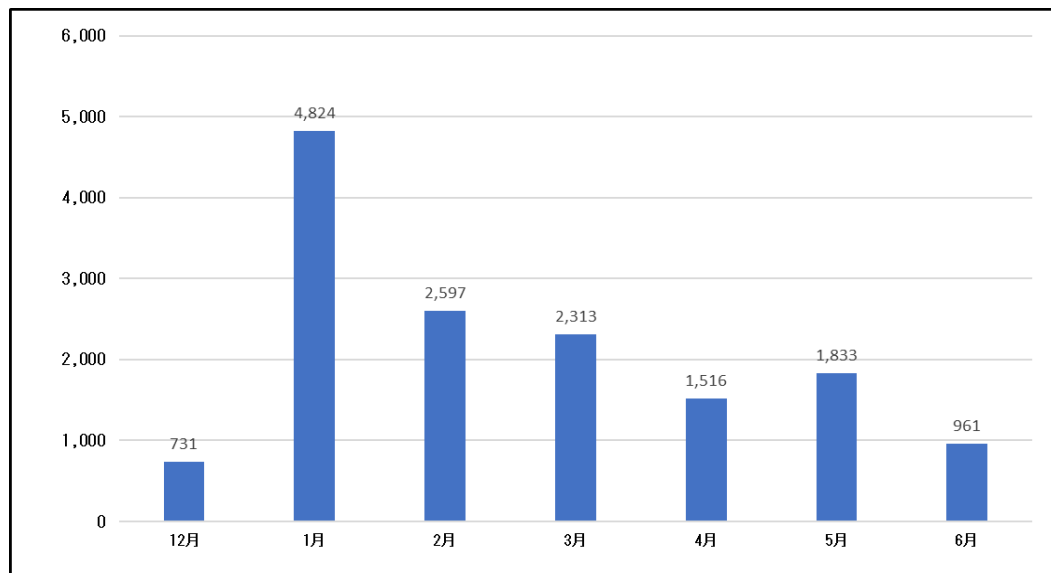
件 名	国の令和5年度住民税非課税世帯等への「あだち物価高騰支援臨時給付金」支給実績について																				
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																				
内 容	国の交付金事業（全額交付）として実施した下記三種類の給付金について、令和6年5月31日をもって申請期限が終了したので実績報告する。 1 支給実績（令和6年8月9日現在） （1）令和5年度住民税非課税世帯（1世帯7万円） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>数値</th></tr> <tr> <td>支給世帯数</td><td>90,537世帯</td></tr> <tr> <td>支給金額</td><td>6,337,590千円</td></tr> </table> （2）令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（1世帯10万円） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>数値</th></tr> <tr> <td>支給世帯数</td><td>7,812世帯</td></tr> <tr> <td>支給金額</td><td>781,200千円</td></tr> </table> （3）令和5年度低所得の子育て世帯へのこども加算（児童1人5万円） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>数値</th></tr> <tr> <td>支給世帯数</td><td>6,558世帯</td></tr> <tr> <td>支給児童数</td><td>10,884人</td></tr> <tr> <td>支給金額</td><td>544,200千円</td></tr> </table> ※ 令和5年度低所得の子育て世帯へのこども加算 主な対象要件…上記1（1）または（2）を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯への加算 新生児への支給…国が示す運用に基づき、こども加算の要件を満たす世帯で令和6年8月30日までに出生した新生児がいる世帯へ、区から申請書を送付 基準日翌日（令和5年12月2日）以降の新生児は180人程度を想定 2 申請勧奨の取り組み （1）未申請世帯に再勧奨のお知らせを実施 （2）あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施	項目	数値	支給世帯数	90,537世帯	支給金額	6,337,590千円	項目	数値	支給世帯数	7,812世帯	支給金額	781,200千円	項目	数値	支給世帯数	6,558世帯	支給児童数	10,884人	支給金額	544,200千円
項目	数値																				
支給世帯数	90,537世帯																				
支給金額	6,337,590千円																				
項目	数値																				
支給世帯数	7,812世帯																				
支給金額	781,200千円																				
項目	数値																				
支給世帯数	6,558世帯																				
支給児童数	10,884人																				
支給金額	544,200千円																				

3 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

- ア 開設期間 令和5年12月21日～令和6年6月28日
 イ 対応総件数 14,775件
 ウ 執行体制 委託事業者
 12月21日(木)～1月9日(火) : 5回線
 1月10日(水)～1月31日(水) : 18回線
 2月1日(木)～3月29日(金) : 10回線
 4月1日(月)～6月28日(金) : 5回線

【専用コールセンター月別件数】



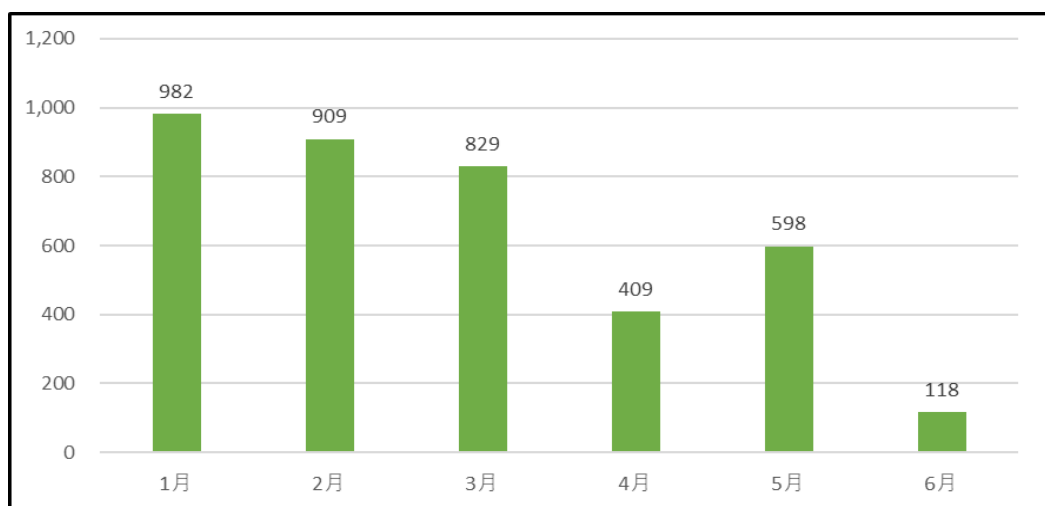
【主な問い合わせ内容】

「いつ振り込まれるか教えてほしい」「自分が支給対象かどうか教えてほしい」

(2) 申請相談支援窓口（区役所中央館1階アトリウム）

- ア 開設期間 1月10日～6月14日
 イ 対応総件数 3,845件
 ウ 執行体制 人材派遣職員 最大4名／日

【申請相談支援窓口月別件数】



厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

件名	東京都シルバーパスの一斉更新手続きについて
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	1 概要 東京都シルバーパスの一斉更新手続きについて、令和5年度に引き続いて、郵送方式による一斉更新を実施する。 2 スケジュール・期間等 10月1日（火）から新しいパスの利用を希望する場合は、9月9日（月）までに利用者負担額の払い込みが必要。 更新通知に所得確認書類の返信用封筒が同封されていた方は、所得確認書類の提出が必要。 郵送による更新申込は、9月30日（月）までで、10月1日（火）以降は、常設窓口（別紙参照）での手続きとなる。 3 利用者負担 (1) 令和6年度区民税課税の方 20,510円／年 (2) 令和6年度区民税非課税の方 1,000円／年 (3) 令和6年度経過措置対象者（※） 1,000円／年 ※ 令和6年度区民税課税で令和5年の合計所得金額が135万円以下の方等が該当。詳しくは（一社）東京バス協会へお問い合わせください。 4 PRの方法 (1) 東京都広報（7月号） (2) 7月1日、8月20日に都から更新対象者宛に通知発送 (3) 足立区ホームページ（掲載済） 5 問い合わせ先 （一社）東京バス協会 シルバーパス専用電話 03-5308-6950 （平日、午前9時～午後5時）

東京都シルバーパス発行窓口

2024. 7. 1 現在

発行窓口			所在地・電話	取り扱い時間
足立区	都営バス	千住自動車営業所	梅田2-3-11-101 (千住車庫) 03-3886-4125	9:00~20:00
		西新井駅前 都営バス定期券 発売所	西新井栄町1-17-1 (西新井駅西口「パサージュ」1階) 03-3880-3100	11:30~13:00 14:00~19:00 (土・日・祝日は休み)
	セ東武 トバ ラス ル	足立営業事務所	伊興本町2-9-2 (竹の塚車庫) 03-3899-0801	9:00~17:00
		西新井営業所	西新井1-3-1 (大師前駅ビル3階) 03-3898-1331	9:00~17:00
他区	北千住駅定期券 発売所※再発行・ 払戻は不可		千住旭町4-2-1 (北千住駅南改札口) 03-3870-4970	7:30~20:00
	王子駅前都営バス 定期券発売所		北区王子1-10 (王子駅北口ターミナル内) 03-3927-0759	9:00~20:00 (土・日・祝日は休み)
	東武バス セントラル 葛飾営業所		葛飾区西水元1-1-1 (葛飾車庫) 03-5699-1310	9:00~17:00
	京成バス 亀有ゆうろー どサービスカウンター ※再発行・払戻は不可		葛飾区亀有3-21-6 (亀有駅南口) 047-712-7400	平日 12:00~19:00 土 10:00~16:00 (日・祝日は休み)
	日暮里・舎人ライナー 日暮里駅定期券発売所		荒川区西日暮里2-19-2 2階 (日暮里・舎人ライナー日暮里駅構内) 03-5837-2642	9:00~20:00

※ 取り扱い時間、休み等が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認のうえお出かけください。

東京都シルバーパスや他区の常設窓口に関する問い合わせ先

(一社) 東京バス協会 ☎ 03-5308-6950

(平日：午前9時～午後5時)

厚生委員会情報連絡

令和6年8月21日

件名	東京都公衆浴場入浴料金の改定に伴う入浴料金の助成の増額について																										
所管部課名	福祉部 高齢者地域包括ケア推進課、衛生部 衛生管理課 学校運営部 青少年課																										
内 容	1 東京都公衆浴場入浴料金の改定																										
	東京都公衆浴場入浴料金が、令和6年8月1日（木）から次のとおり増額された。																										
	12歳以上	550円（現行520円）																									
	6歳以上12歳未満	200円（据え置き）																									
	6歳未満	100円（据え置き）																									
	2 公衆浴場入浴料金の助成事業について																										
	区で行っている公衆浴場入浴料金の助成事業は次のとおり。																										
	<table><tr><th>事業名</th><th>対象者</th><th>年間利用人数</th><th>担当課</th></tr><tr><td>「ゆ〜ゆ〜湯」入浴事業</td><td>70歳以上 高齢者</td><td>のべ30万人</td><td>高齢者地域 包括ケア 推進課</td></tr><tr><td>開放事業 （しょうぶ湯、敬老の日、 ゆず湯など年9回）</td><td>65歳以上の 高齢者及び 小学生以下</td><td>のべ24,877人</td><td>衛生管理課</td></tr><tr><td>ふれあい親子入浴事業</td><td>家族利用者</td><td>のべ7,083人 （内大人3,825人）</td><td>青少年課</td></tr><tr><td>中高生通年学割事業</td><td>中高生</td><td>のべ22,356人</td><td>青少年課</td></tr><tr><td>夏休み無料化事業</td><td>18歳以下</td><td>R6新規事業</td><td>青少年課</td></tr></table>			事業名	対象者	年間利用人数	担当課	「ゆ〜ゆ〜湯」入浴事業	70歳以上 高齢者	のべ30万人	高齢者地域 包括ケア 推進課	開放事業 （しょうぶ湯、敬老の日、 ゆず湯など年9回）	65歳以上の 高齢者及び 小学生以下	のべ24,877人	衛生管理課	ふれあい親子入浴事業	家族利用者	のべ7,083人 （内大人3,825人）	青少年課	中高生通年学割事業	中高生	のべ22,356人	青少年課	夏休み無料化事業	18歳以下	R6新規事業	青少年課
	事業名	対象者	年間利用人数	担当課																							
	「ゆ〜ゆ〜湯」入浴事業	70歳以上 高齢者	のべ30万人	高齢者地域 包括ケア 推進課																							
開放事業 （しょうぶ湯、敬老の日、 ゆず湯など年9回）	65歳以上の 高齢者及び 小学生以下	のべ24,877人	衛生管理課																								
ふれあい親子入浴事業	家族利用者	のべ7,083人 （内大人3,825人）	青少年課																								
中高生通年学割事業	中高生	のべ22,356人	青少年課																								
夏休み無料化事業	18歳以下	R6新規事業	青少年課																								
3 助成額の増額について																											
昨今の物価高騰の情勢を鑑み、利用者の負担を減らすため、助成額の増額によって対応する。8月1日から助成額を増額した場合の入浴料金の区民負担額、区負担額は次のとおり。																											
なお、増額にかかる対応については、あだち広報、区ホームページへの掲載等により周知する。																											

	現行	8/1～	9/1～
「ゆ～ゆ～湯」入浴事業			
区民負担額	150 円	150 円	150 円
区負担額	370 円	400 円	400 円
開放事業（しょうぶ湯、敬老の日、ゆず湯など年 9 回）			
区民負担額	260 円	—	270 円
区負担額	260 円	—（※ 1）	280 円（※ 2）
ふれあい親子入浴事業（18 歳以上）			
区民負担額	400 円	—	400 円
区負担額	120 円	—（※ 3）	150 円
中高生通年学割事業			
区民負担額	300 円	—	300 円
区負担額	220 円	—（※ 3）	250 円
夏休み無料化事業（7/21～8/31）			
区民負担額	0 円	0 円	—
区負担額	520 円	550 円	—

- ※ 1 開放事業は次回の開催が敬老の日（9/16）のため 8 月は該当なし。
- ※ 2 開放事業は通常料金の半額で利用していただく制度のため、10 円未満四捨五入で区民負担額 270 円、区負担額 280 円とする。
- ※ 3 夏休み期間中（7/1～8/31）は、18 歳以下無料となる。18 歳以下無料化に伴い、ふれあい親子入浴、中高生通年学割事業は、一時中止となるため、夏休み期間中の大人（中高生除く）の利用は通常料金となる。

4 増額による影響額

各事業における影響額の試算は以下のとおり。

事業名	影響額
「ゆ～ゆ～湯」入浴事業	6 0 0 万円
開放事業 （しょうぶ湯、敬老の日、ゆず湯など年 9 回）	3 2 万円
ふれあい親子入浴事業	7 万円
中高生通年学割事業	3 6 万円
夏休み無料化事業	1 0 万円